

介護相談員派遣事業について

1 趣旨

介護相談員が、介護サービス施設・事業所を訪問し、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目的とします。

2 介護保険制度における位置付け

- ・地域支援事業の任意事業（介護サービスの質の向上に資する事業）として実施します。

〔介護サービス提供事業者〕

- ・介護相談員と協力し意見交換を通じて、サービスの質のさらなる向上を目指します。

〔介護相談員〕

- ・利用者と介護サービス提供事業者が、問題を解決するよう橋渡し役を務めます。

〔市〕

- ・介護相談員を派遣し、保険者として介護サービスの充実を図ります。

3 甲府市での取組状況

平成 27 年度から地域密着型サービスの居住系の施設（地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護）に、介護相談員 1 名を派遣し実施しています。また、令和元年度からは、介護老人福祉施設への訪問も実施しています。

令和元年度の年間実績は、訪問事業所数 56 事業所、訪問延べ回数 319 回、相談件数 479 件でありました。

4 新型コロナウイルス感染症に係る介護相談員の派遣について

令和 2 年 3 月 9 日付けの通知により、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、介護相談員派遣事業に係る介護相談員の施設への訪問を自粛しております。

訪問の再開につきましては、今後 感染症拡大の収束状況を判断し、あらためて本市より連絡いたします。

また、訪問にあたっては、事前に訪問日程表を送付する予定ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

甲府市介護相談員派遣事業実施要綱

平成27年4月1日

福第4号

(目的)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は、法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を受ける者が共同生活を営むべき住居、法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を受ける者が生活を営むべき住居、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設（以下これらを「施設等」という。）に入所し、又は入居する者（以下「入所者等」という。）のサービス利用に係る疑問、不満、不安等を解消し、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、介護サービスの質的な向上に寄与するため、介護相談員派遣事業を実施することに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「介護相談員派遣事業」とは、次に掲げる活動を行う者（以下「介護相談員」という。）を施設等に派遣する事業をいう。

- (1) 入所者等の相談等への対応
- (2) 施設等における行事への参加
- (3) 施設等におけるサービスの現状把握
- (4) 施設等におけるサービスの提供等に関し、施設等の管理者、職員等に対する入所者等の求めに応じた提案等及び気付いた事項の伝達
- (5) 前各号に掲げるもののほか入所者等の立場に立ったサービス改善のために必要な活動

(介護相談員の委嘱)

第3 介護相談員は、介護相談員派遣事業の実施にふさわしい人格及び熱意を有する者を市長が委嘱する。

(介護相談員証)

- 第4 介護相談員は、その活動を行う場合には、甲府市介護相談員証（第1号様式）を携行し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。
- 2 介護相談員は、介護相談員証を紛失し、又は破損したときは、速やかに甲府市介護相談員証紛失等届出書（第2号様式）により市長に届け出なければならない。
 - 3 介護相談員は、介護相談員証を他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
 - 4 介護相談員は、第7条の規定により解職されたとき、又は紛失した介護相談員証を発見したときは、遅延なく介護相談員証を市長に返還しなければならない。

(介護相談員の派遣等)

- 第5 市長は、第1条に規定する施設等に対し、介護相談員を派遣するものとする。
- 2 介護相談員の具体的な派遣の日程、方法等は、当該派遣を受ける施設等の管理者等との協議により定めるものとする。

(介護相談員の責務)

第6 介護相談員は、入所者等と施設等の管理者、職員等との間の橋渡し役として、入所者等のサービス利用に係る疑問、不満、不安等に対応し、常にサービスの改善のみちを探るよう努めなければならない。

2 介護相談員は、第2条各号に規定する活動の実施にあたり、施設等の正常な運営に支障が出ることがないように十分配慮しなければならない。

3 介護相談員は、入所者等の個人情報の保護に十分配慮するとともに、正当な理由なく、介護相談員派遣事業において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(介護相談員の解職)

第7 市長は、介護相談員から辞任の申出があったとき、介護相談員が前条の規定に違反したとき、その他介護相談員として、不相当であると認めるときは、雇用期間満了前でも当該介護相談員を解職することができる。

(活動報告)

第8 介護相談員は、各月の活動状況について、翌月中に市長に報告しなければならない。ただし、緊急に対応すべき事項又は重要な事項については、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。